

平成29年12月22日（金）
午後 3 時30分
議会棟 4 階 第 1 ・ 2 会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第42号 寝屋川市校区問題審議会規則の一部を改正する規則について

議案第43号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

藤田委員

11月・12月教育委員会一般事務報告

(11月25日～12月22日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	25	土	第36回寝屋川市民大学閉講式	閉講式	中央公民館 講堂
	26	日	市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
			囲碁将棋活動推進事業後期（～平成30年1月28日 20講座）	囲碁将棋の講座	市民会館
	30	木	校長役員会	12月校長会の案件について	教育研修センター
			就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1・2会議室
12	1	金	小学生スポーツ大会	縄跳び（8字跳び）を実施	市民体育館
	2	土	第5回寝屋川市アルカスピアノコンクール本選（～3日）	ピアノコンクール	アルカスホール
	4	月	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告（決算）、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	5	火	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
	7	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	9	土	中学生の主張	発表会、表彰式	中央公民館 講堂
	10	日	市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
			市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川公園太間地区
	11	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	13	水	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
			中学生サミット	寝屋川市中学生サミットの開催・各部門からの報告	教育研修センター
	14	木	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	15	金	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	19	火	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	21	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1・2会議室
	22	金	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会12月定例会		議会棟4階 第1・2会議室

12月・1月教育委員会行事計画書

(12月23日～1月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	5	金	校長役員会	1月校長会の案件について	教育研修センター
	8	月	第64回寝屋川市成人式	1部 式典、2部 旅立ちイベント	市民会館
	12	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウリーナ大阪
	13	土	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト	生徒による英語発表	アルカスホール
	15	月	中学校給食改善試行（～2月2日）	中学校給食の副食の主菜を食缶で提供	第十中学校
			校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	19	金	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会1月定例会		議会棟5階 第2委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	21	日	市民体育大会 駅伝競走の部	大会	淀川河川太閤地区
	25	木	第12回小中一貫教育全国サミットin京都（～26日）	研修会等	京都府京都市
	28	日	「第64回文化財防火デー」消防訓練	消防訓練、文化財説明会	太閤天満宮
	30	火	北河内地区教育長協議会		守口市役所
	31	水	ミュージカル「寝屋のはちかづき」	1月31日（水）～2月2日（金）は小学4年生対象、2月3日（土）は一般公演	アルカスホール

議案第42号

寝屋川市校区問題審議会規則の一部を改正する規則について

寝屋川市校区問題審議会規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市校区問題審議会の所管課を変更するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市校区問題審議会規則の一部を改正する規則

寝屋川市校区問題審議会規則（昭和49年寝屋川市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「学務課」を「教育政策総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

寝屋川市校区問題審議会規則

No. 1

改 正 案	現 行
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、学校教育政策総務課において行う。 附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、学校教育部学務課において行う。

議案第43号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成32年4月1日に施行する寝屋川市立幼稚園条例の一部改正に伴い、寝屋川市立神田幼稚園について、同規則の整理を行い、また、平成30年1月1日から同規則における保育料の徴収及び還付における市町村民税の課税額の規定を改めるため。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 寝屋川市立神田幼稚園の項を削る。

別表第2 備考2中「及び第314条の8」を「、第314条の8及び第314条の9」に、「及び第5条の4の2第6項」を「、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則別表第2の規定は、平成30年1月以後の月分の保育料について適用し、平成29年12月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

改 正 案	現 行
1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則別表第2の規定は、平成30年1月以後の月分の保育料について適用し、平成29年12月以前の保育料については、なお従前の例による。	